

## 財産管理運用規程

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会（以下「この法人」という。）の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（以下「不可欠特定財産」という。）及び法令並びに定款の定めに基づくこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産及びその他の財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正な事業運営を図ることを目的とする。

#### (財産管理責任者)

**第2条** 代表理事（理事長）は、前条に規定する財産の管理の適正を期するため、理事の中から財産管理責任者を任命し、その管理に当たらせるものとする。

2 財産管理責任者は、この規程に基づき、当該財産を管理しなければならない。

### 第2章 不可欠特定財産の維持管理

#### (維持管理)

**第3条** 代表理事（理事長）及び財産管理責任者は、不可欠特定財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

2 不可欠特定財産は、使用している事業との関連性を明確にしておかななければならない。

3 不可欠特定財産は、公益目的保有財産（公益法人認定法第18条第6号、同法施行規則第26条第3号）であり、貸借対照表には基本財産として表示する。

#### (処分等)

**第4条** 不可欠特定財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、または基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

### 第3章 基本財産の維持管理

#### (構成)

**第5条** 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 不可欠特定財産

(2) 定款第5条に基づき、理事会の承認を経て、評議員会の決議により基本財産と定めた財産

**(維持管理)**

**第6条** 代表理事（理事長）及び財産管理責任者は、前条第2号に定める基本財産（不可欠特定財産を除く。以下同じ）。について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

2 基本財産は、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

**(処分等)**

**第7条** 基本財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、または基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

**第4章 その他の財産の維持管理等**

**(維持管理)**

**第8条** その他の財産（不可欠特定財産及び基本財産以外の財産）については、代表理事（理事長）はこの規程に基づき、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。

2 その他の財産が管理業務のほかその他必要な業務活動の財源に充てる財産である場合には、貸借対照表及び財産目録においては特定資産として計上し、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないことを、明確にしなければならない。

**第5章 補則**

**(委任)**

**第9条** この規程に定めるもののほか、この法人の財産に関して必要な事項は、代表理事（理事長）が別に定める。

**(改正)**

**第10条** この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

**付 則**

この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会の設立登記日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、令和8年3月24日から一部改正する。